



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

令和3年9月30日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 原 弘憲

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 高澤 有美

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和3年8月分)について

令和3年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、
別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めて
まいります。

事務処理誤り等（令和3年8月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和3年8月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和3年度に発生した事務処理誤りが23件、令和2年度が34件、令和元年度が9件、平成30年度が6件、平成29年度が5件、平成28年度以前が28件、合計105件（市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた5件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な95件について、一覧で事象をお示ししています。

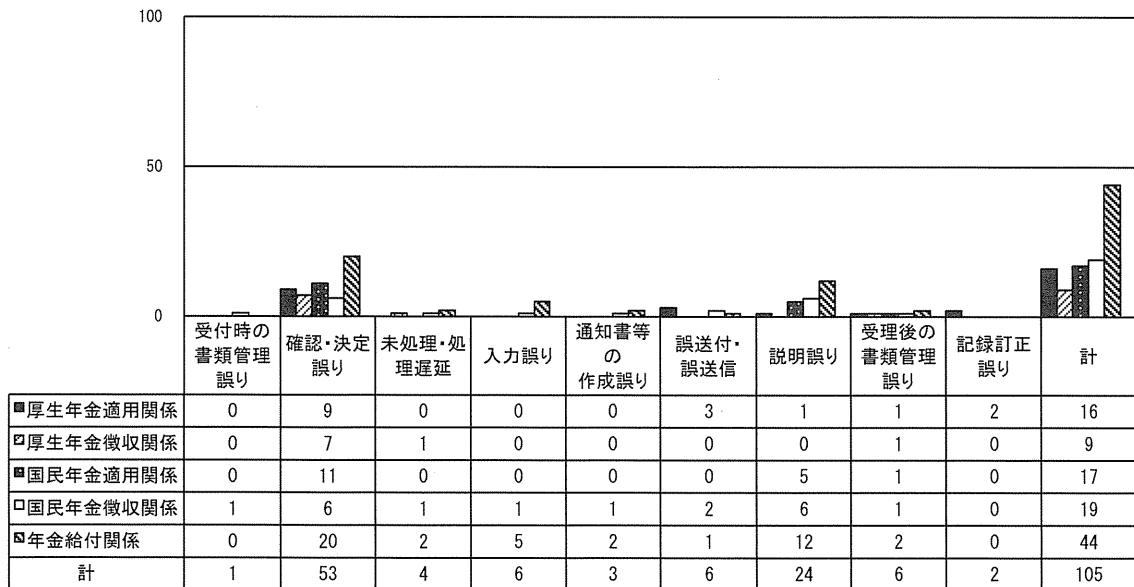
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	
件数	12(1)		1	0	2	2(1)	1	2	3	3	2	5	6(3)	9(3)	34(3)	23(5)	105(16)
割合	11.4%		1.0%	0.0%	1.9%	1.9%	1.0%	1.9%	2.9%	2.9%	1.9%	4.8%	5.7%	8.5%	32.3%	21.9%	100.0%
社会保険庁 時代に発生																	

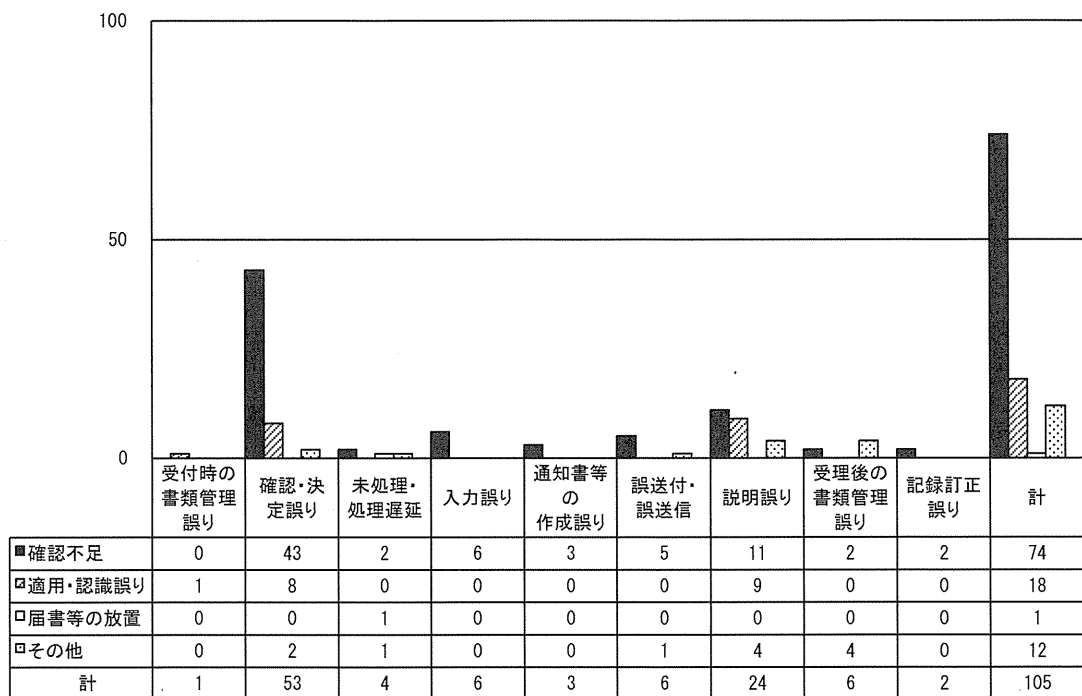
← 社会保険庁
時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

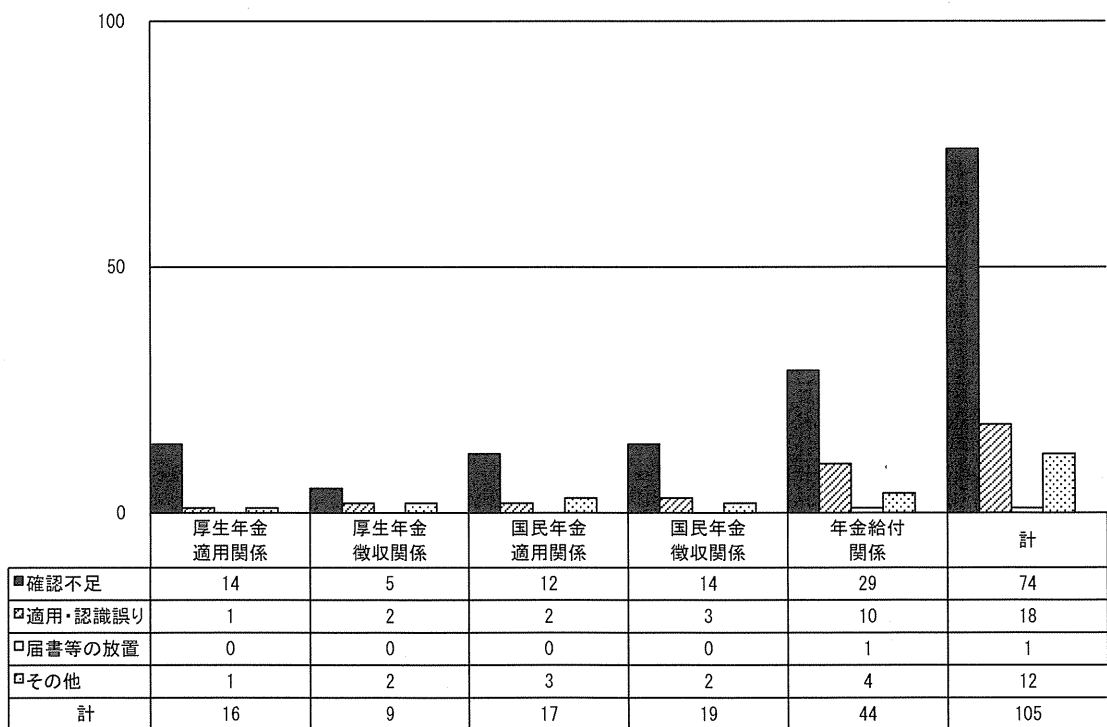
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



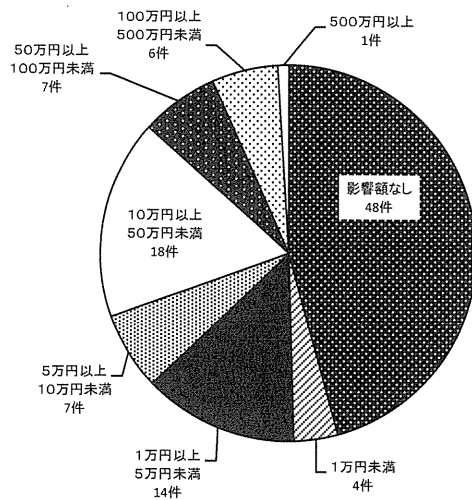
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

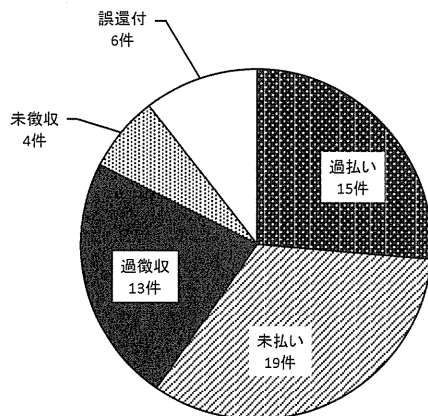


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		7	5	12	12	12	48
1万円未満		0	0	1	1	2	4
1万円以上 5万円未満		1	1	3	3	6	14
5万円以上 10万円未満		1	2	0	0	4	7
10万円以上 50万円未満		4	1	0	2	11	18
50万円以上 100万円未満		2	0	1	0	4	7
100万円以上 500万円未満		1	0	0	1	4	6
500万円以上		0	0	0	0	1	1
計		16	9	17	19	44	105

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	15件	11,262,074	750,804
未払い	19件	14,084,477	741,288
過徴収	13件	3,863,938	297,226
未徴収	4件	93,555	23,388
誤還付	6件	3,594,816	599,136
計	57件	32,898,860	577,172

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	58件	55.2%
外部	47件	44.8%
計	105件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和3年9月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,515件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	248件	6,426万円	5,455件	14.6億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	425万円	1,684件	14.1億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	11件	367万円	358件	8,739万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	3件	101万円	137件	1,856万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	1件	677万円	16件	6,848万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	9件	51万円	694件	1.1億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	18万円	325件	5,185万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	4件	1,225万円	37件	5,397万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	12件	56万円	1,700件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	3万円	31件	2,012万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	25件	2,288万円
21	週及決定時の届書撤回漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0件	0円	2,147件	22.5億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	81件	643万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	1件	70万円	46件	1.1億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	28件	1,545万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	158万円	66件	4,882万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	0件	0円	251件	13.0億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	111件	682万円	24,907件	21.2億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	11件	1,984万円	734件	10.6億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	53件	3.1億円	842件	48.0億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	217件	957万円	85,111件	16.6億円
		過払い	453件	218万円	5,356件	1,999万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	4件	452万円	180件	3.4億円
		過払い	1件	2万円	123件	152万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	95件	1.8億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和3年8月分の事務処理誤り一覧(1～14ページ)

1. 厚生年金適用関係	 1P	整理番号 1～15
2. 厚生年金徴収関係	 3P	整理番号 16～22
3. 国民年金適用関係	 4P	整理番号 23～37
4. 国民年金徴収関係	 6P	整理番号 38～55
5. 年金給付関係	 9P	整理番号 56～95

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(15～17ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2020年 10月23日	2021年 6月25日	○担当部署で確認したところ、資格取得届を処理する際の確認不足により、処理が不要である資格取得届を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,171,190
2			大阪	堀江	2020年 12月28日	2021年 5月7日	○担当部署で確認したところ、事業所調査における確認が不足し、誤った資格取得届が提出されたことから、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、事業所調査における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	86,580
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 11月9日	2021年 7月28日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の確認不足により、資格喪失年月日を誤って処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失時の資格喪失年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	26,185
4	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 7月19日	2021年 6月30日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届の処理における確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届における標準報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5			東京	東京広域 事務センター	2018年 8月20日	2021年 8月3日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届における支払基礎日数の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届における支払基礎日数の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	387,884
6	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2021年 1月29日	2021年 6月25日	○担当部署で確認したところ、委託業者における月額変更届の処理時の確認不足により、標準報酬月額の変更新年を誤って決定したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料は返納処理を行いました。 ●委託業者に対し月額変更届処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	誤還付	263,184
7	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2021年 3月23日	2021年 6月25日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届を処理する際に確認が不足し、処理が不要である賞与支払届を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、賞与支払届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	667,900
8	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 7月24日	2021年 3月4日	○担当部署で確認したところ、被扶養者異動届の処理する際に確認が不足し、続柄を誤って処理していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2020年 9月9日	2021年 8月13日	○担当部署で確認したところ、資格取得届を処理する際に確認が不足し、健康保険の資格取得のみ処理し、被用者該当処理をしなかったため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	817,408
10	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	徳島	徳島北	2021年 7月2日	2021年 7月8日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
11			茨城	水戸南	2021年 3月31日	2021年 6月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の送付先を登録する際確認が不足し、送付先を誤って登録したことから、算定基礎届を別の社会保険労務士に送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届は回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、送付先を登録する際確認を徹底するよう周知しました。	2社会保険 労務士	なし	0
12			愛知	名古屋広域 事務センター	2021年 4月28日	2021年 5月31日	○お客様から問合せがあり、二以上選択届について宛先を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した二以上選択届を回収し、正しいお客様に送付しました。 ●担当部署において、宛先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
13	厚生年金適用関係届書の管理誤り	受理後の書類管理誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2021年 3月5日	2021年 4月1日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から産前産後休業取得者申出書及び育児休業等取得者申出書を誤って廃棄したため、処理が行われず保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。産前産後休業取得者申出書及び育児休業等取得者申出書を再度ご提出いただき、処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システム等により書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	124,784
14	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 3月19日	2021年 7月16日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の被保険者記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被保険者記録統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
15			東京	大田	2014年 7月11日	2020年 7月10日		2名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2021年 7月5日	2021年 7月26日	○担当部署で確認したところ、一括適用にかかる事務処理手順の確認不足から、本来送付すべき宛先に保険料納入告知書を送付できていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険料納入告知書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、一括適用にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
17			栃木	宇都宮西	2021年 4月9日	2021年 6月17日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入被保険者の加入状況の確認が不足したため、誤った保険料額を告知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入被保険者の加入状況の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
18	厚生年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2021年 3月30日	2021年 7月15日	○事業所から問合せがあり、保険料還付請求書を作成する際の確認が不足し、不要な還付請求書を作成・送付していたため、保険料が誤って還付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って還付された保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、保険料還付請求書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	109,976
19			神奈川	厚木	2021年 2月24日	2021年 7月28日	○担当部署で確認したところ、保険料還付請求書を作成する際に確認が不足し、不要な還付請求書を作成・送付していたため、保険料が誤って還付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って還付された保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、保険料還付請求書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	29,856
20			静岡	静岡	2021年 7月14日	2021年 7月15日	○事業所から問合せがあり、保険料還付請求書进行处理する際に確認が不足し、処理が不要である保険料還付請求書を誤って処理したため、保険料が誤って還付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って還付された保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、保険料還付請求書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	53,820
21	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	沖縄	名護	2021年 3月29日	2021年 7月20日	○事業所から問合せがあり、保険料還付請求書について、進捗確認が不足し、保険料還付請求書を作成・送付していないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料還付請求書を作成・送付しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
22		受理後の書類管理誤り	大阪	堀江	2021年 6月28日	2021年 6月28日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から換価の猶予申請書を誤って廃棄していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。申請書を再度ご提出いただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システム等により書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	島根	松江	2017年 8月14日	2021年 8月13日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,490
24			神奈川	横浜西	1975年 11月7日	2020年 7月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
25			千葉	松戸	1993年 1月1日	2021年 8月3日		1名	なし	0
26			大阪	平野	1991年 6月25日	2021年 7月12日		1名	なし	0
27			大阪	平野	2019年 3月4日	2021年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書进行处理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28		説明誤り	兵庫	事務センター	2016年 9月14日	2021年 8月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書进行处理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書进行处理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	677,800
29			東京	八王子	2016年 3月29日	2021年 5月12日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、国民年金任意加入者の記録訂正をした際、資格喪失予定年月日を入力すべきところ、入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	過徴収	15,940
30			千葉	松戸	2020年 1月11日	2021年 6月25日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
31			沖縄	那覇	2019年 9月頃	2020年 10月16日		1名	なし	0
32			福島	平	2006年 7月頃	2021年 5月10日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
33			大阪	大手前	2019年 3月19日	2021年 1月28日	○お客様から問合せがあり、市区町村において国民年金加入の手続きの際、海外転出していたにもかかわらず、国民年金強制加入の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	1990年 8月14日	2021年 6月4日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認が不足し、本来必要のない年金記録の訂正処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
35			福岡	久留米	2021年 1月14日	2021年 4月2日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、本来必要のない年金記録の訂正処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	5,300
36	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2021年 1月25日	2021年 7月27日	○市区町村から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、誤った該当年月日で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2021年 7月7日	2021年 7月14日	○年金事務所から連絡があり、書類の管理不足により、国民年金適用に係る届書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、適正に処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	神奈川	藤沢	2021年 4月21日	2021年 6月1日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、資格取得届受付時にお客様が付加保険料納付を希望していたにもかかわらず、付加保険料の手続きの案内を漏らしたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し、必要な案内をすよう依頼しました。	1名	未徴収	800
39	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2020年 12月23日	2021年 4月5日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			東京	池袋	2019年 4月22日	2021年 5月7日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、追納納付書を作成した際に使用期限の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納納付書作成時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41			福島	白河	2020年 11月16日	2021年 4月20日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、追納納付書を作成した際に使用期限の訂正を漏らしたため、お客様が使用期限後に納付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、使用期限後に納付した追納保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納納付書作成時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	199,630
42	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	岐阜	多治見	2020年 2月26日	2020年 4月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、当月中に提出するよう案内すべきところ、案内を漏らしたため、お客様の希望する月からの免除申請ができず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をすよう周知しました。	2名	過徴収	32,720
43	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2012年 2月頃	2021年 5月11日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
44			埼玉	埼玉広域事務センター	2014年 5月21日	2021年 3月25日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	3,132,680
45	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2021年 5月26日	2021年 7月27日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
46	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	滋賀	草津	2021年 4月30日	2021年 5月6日	○担当部署で確認したところ、保険料の納付の案内をする際、クレジットカード納付が行われるにもかかわらず、クレジットカード納付されないと誤った案内をしていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	2名	過徴収	391,560
47	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	大阪	豊中	2021年 3月3日	2021年 5月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際に、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納の案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、前納の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
48			愛知	半田	2021年 3月10日	2021年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際、年金記録の確認が不足し、納付書が自動発行されない方に対して、後日郵送されると説明したため、納付書が届かず、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書の発行について年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
49			大阪	堀江	2021年 3月2日	2021年 5月27日		1名	なし	0
50	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	宮城	大河原	2021年 2月24日	2021年 3月4日	○事務センターから連絡があり、国民年金免除勸奨を行う際の確認が不足し、誤った年度が記載された国民年金保険料免除・納付猶予申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、免除勸奨時の年度の確認を徹底するよう周知しました。	48名	なし	0
51	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	立川	2021年 7月14日	2021年 7月21日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、納付書を発送する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
52			北海道	札幌東	2021年 5月17日	2021年 5月24日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を発送する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
53	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	大阪	大阪広域事務センター	2021年 2月26日	2021年 4月26日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金保険料口座振替納付申出書の受付処理を行う際の確認が不足し、誤った日付で受付登録を行ったため、処理サイクルが遅れ、お客様の希望する期間の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
54	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	愛媛	宇和島	2019年 1月17日	2021年 4月26日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の進達漏れ、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	19,640

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	東京	立川	2021年 5月19日	2021年 5月26日	○事務センターから連絡があり、書類の管理不足により、国民年金保険料口座振替辞退申出書の所在が不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、国民年金を喪失されていたため、再提出は不要でした。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
56	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	1999年 6月17日	2020年 12月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,941
57			富山	魚津	1982年 7月頃	2019年 9月27日		1名	未払い	45,156
58			兵庫	三宮	1995年 7月16日	2020年 11月19日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,323
59			兵庫	姫路	1991年 5月30日	2020年 9月10日	○お客様から問合せがあり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,276
60		説明誤り	大阪	八尾	2013年 8月27日	2020年 11月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,333,465
61	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	2021年 4月22日	2021年 6月12日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、誤った共済期間で年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	26,030
62			愛知	名古屋広域事務センター	2016年 6月2日	2021年 6月25日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間の確認不足から、誤った共済期間で年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,881
63	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	2001年 11月22日	2020年 7月21日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、免除期間を誤って任意加入期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	311,810

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	1995年 2月頃	2021年 5月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、未納であった期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	247,126
65			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 7月20日	2021年 3月18日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、未納であった期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	27,310
66			大分	日田	2011年 12月8日	2021年 1月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害厚生年金3級受給中のため国民年金が法定免除とならない期間を法定免除としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	56,060
67	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	山口	宇部	2020年 7月15日	2020年 10月9日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、65歳支給の老齢年金を希望している方に対し、老齢年金の繰下げ請求を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
68		入力誤り	本部	中央 年金センター	2021年 3月31日	2021年 5月27日	○年金事務所から連絡があり、入力項目の確認不足から、年金請求書の処理時に繰下げと入力すべきところを65歳から支給と誤った入力をしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,965,566
69	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2009年 11月26日	2020年 9月11日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金受給状況の確認不足から、遺族共済年金と遺族厚生年金を受給している場合の老齢厚生年金停止額を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	450
70			大阪	大阪広域 事務センター	2014年 7月10日	2014年 9月10日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、特例遺族年金を決定すべきところ、遺族厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の取消処理を行い、特例遺族年金を決定し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,616,396

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
71	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	佐賀	佐賀	2013年 10月7日	2020年 11月5日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,691,641
72			東京	練馬	2021年 6月17日	2021年 7月26日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、受給要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
73	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2017年 4月27日	2021年 6月25日	○担当部署において確認したところ、障害年金を障害等級3級で遡及して決定した後、直近の診断書に基づき、2級に等級を変更すべきところ、変更処理を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時には変更処理がないかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	363,400
74			本部	障害 年金センター	2021年 3月18日	2021年 7月19日	○担当部署で確認したところ、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害厚生年金の受給権者にその後別の傷病で障害が残ったことで、前後の障害をあわせ2級として障害厚生年金を決定すべきところ、3級の障害厚生年金を決定したため、未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の併合認定について再確認しました。	1名	未払い	130,737
75	加給年金の誤り	入力誤り	本部	中央 年金センター	2013年 1月29日	2021年 6月23日	○年金事務所から連絡があり、障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届の記載内容の確認不足から、障害基礎年金決定時に子の生年月日の入力を誤ったため、18歳到達年度以降も子の加算額が加算され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様に文書でお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	549,086
76		確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2020年 6月28日	2021年 4月19日	○年金事務所から連絡があり、配偶者加給年金の支給要件の確認不足から、支給要件に該当しない配偶者を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者加給年金処理時には支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	655,009
77	再裁定の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2015年 8月23日	2020年 1月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	630,894

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
78	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福井	敦賀	2010年 9月3日	2021年 5月31日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、年金の再裁定を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受給権者の記録に訂正があった場合には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	412,740
79	年金選択の誤り	説明誤り	大阪	堺東	2010年 4月14日	2019年 6月18日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、お客様に有利となる年金選択の方法を誤って説明し年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	351,613
80			福岡	久留米	2020年 6月15日	2020年 12月17日	○お客様から問合せがあり、労働者災害補償保険の支給状況の確認不足から、労働者災害補償保険を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労働者災害補償保険を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	586,274
81	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	入力誤り	兵庫	尼崎	2021年 4月12日	2021年 6月22日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	355,500
82			本部	中央 年金センター	2021年 4月6日	2021年 5月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者による未支給年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	128,358
83	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2019年 10月25日	2020年 9月29日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金決定時の確認不足から、年金請求が遅れたため時効消滅した期間にかかる年金はお支払いすべきでないにもかかわらず、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●街角の年金相談センターにおいて、時効特例給付の取扱いについて再確認しました。	1名	過払い	1,472,201

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
84	扶養親族等申告書の誤り	入力誤り	本部	特定事業部	2020年 12月21日	2021年 4月19日	○お客様から問合せがあり、扶養親族等申告書処理時に、扶養親族等申告書の記載内容の確認不足から、扶養配偶者なしと誤った入力をしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びし、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	17名	未払い	114,629
85	年金見込額の誤り	説明誤り	兵庫	西宮	2020年 10月9日	2021年 6月14日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86	特別障害給付金の誤り	説明誤り	長野	伊那	2020年 4月14日	2021年 8月11日	○お客様から問合せがあり、特別障害給付金の支給状況の確認不足から、特別障害給付金支給調整事由該当届の提出が必要であるにもかかわらず、当該届の案内をしていなかったため、特別障害給付金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過払いの特別障害給付金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時には特別障害給付金の支給停止要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	60,222
87	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	北海道	函館	2020年 3月24日	2021年 3月12日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、市区町村が障害年金請求書を受付する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	31,250
88			愛知	笠寺	2019年 9月21日	2020年 10月5日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、障害年金額改定請求書を提出する際に年金生活者支援給付金請求書の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	50,120
89	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	本部 事業管理部	2021年 7月29日	2021年 8月5日	○市区町村から連絡があり、市区町村あて照会文書作成時の記載内容の確認不足から、照会文書に記載する電話番号を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者が市区町村にお詫びの上説明しました。正しい電話番号を記載した照会文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	40市町村	なし	0
90			本部	障害 年金センター	2021年 3月16日	2021年 5月21日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する元号を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	福岡	南福岡	2019年 7月18日	2021年 7月28日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足により、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
92	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	新潟	六日町	2020年 8月2日	2021年 5月6日	○お客様から問合せがあり、市区町村の届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●市区町村の担当者がお客様にお詫びの上説明し、障害年金請求書の処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
93			福岡	西福岡	2018年 11月13日	2021年 6月23日	○機構本部から連絡があり、市区町村の届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●市区町村の担当者がお客様にお詫びの上説明し、障害年金請求書の処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
94		受理後の書類管理誤り	鳥取	米子	2021年 2月10日	2021年 6月25日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金支給繰下げ請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金支給繰下げ請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95			熊本	熊本東	2021年 5月31日	2021年 6月3日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金額仮計算書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済（JR・JT・NTT）・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体（JT、JR、NTT）（「三共済」）についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度（昭和61年3月以前）については、各制度の番号（手帳記号番号）毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。（退職改定） ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出（受給権者資格喪失届）により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合（短期要件）または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合（長期要件）に、その遺族が受け取ることができる。 ○遺族厚生年金の年金額は短期要件、長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。 ○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するか選択する。 ○その際は、年金額の試算を行ったうえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定（決定替え）する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。（退職改定） ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済（JR・JT・NTT）等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間（カラ期間）として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者（女性）の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。